

議案第 16 号

君津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

君津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機により交付することができるようになるため、君津市印鑑条例（昭和 54 年君津市条例第 34 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市印鑑条例の一部を改正する条例

君津市印鑑条例（昭和54年君津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「き損した」を「毀損した」に改める。

第10条第1項第4号を次のように改める。

(4) 印鑑登録証を著しく汚損し、又は毀損したため、登録番号が判読できなくなったとき。

第13条及び第14条を次のように改める。

（印鑑登録証明の申請及び交付）

第13条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第3項において同じ。）を提示して自ら申請した場合において、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを市長が確認したときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを使用して、多機能端末機（君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）別表第1に規定する多機能端末機をいう。）に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。

（印鑑登録証明の拒否）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明を行わないも

のとする。

- (1) 印鑑登録証の提示がないとき（前条第1項ただし書及び同条第3項の規定による申請に係る場合を除く。）。
- (2) 印鑑登録証を著しく汚損し、又は毀損したため、登録番号が判読できないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

君津市印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(印鑑登録証の引替交付)</p> <p>第8条 印鑑登録者は、印鑑登録証を著しく汚損し、又は<u>毀損したとき</u>（登録番号が判読できない場合を除く。）は当該印鑑登録証と引き替えに新たな印鑑登録証を交付することを自ら又は代理人により市長に申請することができる。</p> <p>(印鑑登録の廃止申請)</p> <p>第10条 印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく印鑑登録の廃止を市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) <u>印鑑登録証を著しく汚損し、又は毀損したため、登録番号が判読できなくなったとき。</u></p> <p>2 省略</p> <p><u>(印鑑登録証明の申請及び交付)</u></p> <p>第13条 <u>印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第3項において同じ。）を提示して自ら申請した場合において、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを市長が確認したときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p>	<p>(印鑑登録証の引替交付)</p> <p>第8条 印鑑登録者は、印鑑登録証を著しく汚損し、又は<u>き損したとき</u>（登録番号が判読できない場合を除く。）は当該印鑑登録証と引き替えに新たな印鑑登録証を交付することを自ら又は代理人により市長に申請することができる。</p> <p>(印鑑登録の廃止申請)</p> <p>第10条 印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく印鑑登録の廃止を市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) <u>著しい汚損又はき損により登録番号が判読できなくなつたとき。</u></p> <p>2 省略</p> <p><u>(印鑑登録証明の申請)</u></p> <p>第13条 <u>印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を添えて申請しなければならない。</u></p>

3 前2項の規定にかかわらず、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを使用して、多機能端末機（君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）別表第1に規定する多機能端末機をいう。）に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。

（印鑑登録証明の拒否）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明を行わないものとする。

- (1) 印鑑登録証の提示がないとき（前条第1項ただし書及び同条第3項の規定による申請に係る場合を除く。）。
- (2) 印鑑登録証を著しく汚損し、又は毀損したため、登録番号が判読できないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（印鑑登録証明の制限）

第14条 市長は、前条の規定による申請に際し印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。